

議 案 第 31 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国体推進事務局の廃止に伴い、松戸運動公園体育館の施設を整理するとともに、使用料の料金体系を見直すため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和５５年松戸市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第２第１項の表専用使用料の項松戸市新松戸プールの目を次のように改める。

松戸市新松戸プール	プール	１	３,１５０
-----------	-----	---	-------

別表第２第２項第２号専用使用料の表を次のように改める。

単位	金額（円）
１時間	３,１５０

別表第２第２項第３号普通使用料の表多目的室の項を次のように改める。

多目的室１	一般	１人 ２時間	２１０
	幼児、小・中学生	１人 ２時間	５０
多目的室２	一般	１人 ２時間	２１０
	幼児、小・中学生	１人 ２時間	５０

別表第２第２項第３号専用使用料の表中

「		「	
多目的室	１時間	多目的室（１・２）	１室 １時間
会議室	１時間	会議室（１・２・３）	１室 １時間
和室	１時間	和室（１・２）	１室 １時間
」を		」に改	

め、同項第４号専用使用料の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区分		単位	金額（円）
野球場	一般	１面 ２時間	４,２００
	小・中学生	１面 ２時間	１,４００

別表第２第２項第５号普通使用料の表松戸運動公園体育館の項小体育室の目を次のように改める。

小体育室 1	一般	1 人 2 時間	2 1 0
	幼児、小・中学生	1 人 2 時間	5 0
小体育室 2	一般	1 人 2 時間	2 1 0
	幼児、小・中学生	1 人 2 時間	5 0

別表第 2 第 2 項第 5 号普通使用料の表松戸運動公園体育館の項多目的室の目を次のように改める。

多目的室 1	一般	1 人 2 時間	2 1 0
	幼児、小・中学生	1 人 2 時間	5 0
多目的室 2	一般	1 人 2 時間	2 1 0
	幼児、小・中学生	1 人 2 時間	5 0

別表第 2 第 2 項第 5 号専用使用料の表松戸運動公園体育館の項小体育室の目を次のように改める。

小体育室 1	2 時間	2, 1 0 0
小体育室 2	2 時間	1, 0 5 0

別表第 2 第 2 項第 5 号専用使用料の表松戸運動公園体育館の項多目的室の目を次のように改める。

多目的室 1	1 時間	5 2 0
多目的室 2	1 時間	1, 0 5 0

別表第 2 第 2 項第 5 号付帯設備使用料の表松戸運動公園体育館の項を次のように改める。

松戸運動公園体育館	放送設備	1 時間	3 1 0
-----------	------	------	-------

別表第 2 第 2 項第 6 号普通使用料の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区分		単位	金額（円）
トラック・フィールド	一般	1 人 2 時間	2 1 0
	幼児、小・中学生	1 人 2 時間	5 0

別表第 2 第 2 項第 6 号専用使用料の表を次のように改める。

区分				単位	金額（円）	
					午前（午前 9 時～午後 1 時）	午後（午後 1 時～午後 5 時）
トラック・フィールド	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	午前 午後	8,400	8,400
			小・中学生	午前 午後	2,800	2,800
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		午前 午後	16,800	16,800
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		午前 午後	25,200	25,200
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		午前 午後	100,800	100,800
	本部室				1 時間	210
控室				1 時間	210	

備考

- ・トラック・フィールドを 2 時間以内使用する場合 50 パーセント減
- ・市外の者が使用する場合 100 パーセント増

別表第 2 第 2 項第 6 号付帯設備使用料の表を次のように改める。

区分	単位	金額（円）
放送設備	1 時間	310
写真判定設備	終日	2,625

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 市長は、施行日前においても、この条例による改正後の松戸市スポーツ施設条例の規定の例により、施行日以後のスポーツ施設の使用に係る許可、使用料の徴収その他の行為を行うことができる。